

秦野市上下水道業務継続計画（風水害等編）

【概要版】

令和4年11月

秦 野 市 上 下 水 道 局

目 次

1	計画策定の目的と基本方針	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	基本方針	2
(4)	運用体制	3
2	風水害規模の設定と被害想定	5
(1)	風水害規模の想定	5
(2)	洪水による水道の被害想定	5
(3)	洪水による下水道の被害想定	5
(4)	土砂災害による水道の被害想定	6
(5)	土砂災害による下水道の被害想定	6
(6)	富士山噴火による水道の被害想定	6
(7)	富士山噴火による下水道の被害想定	6
3	非常時優先実施業務と対応の目標時間	7
(1)	非常時優先実施業務の選定	7
(2)	着手時期と完了目標時期	7
(3)	必要とする応援職員の把握	7
4	事前対策計画	9
(1)	風水害被害の低減を図る取組み	9
(2)	発災後の事業継続と早期復旧に向けた取組み	9
5	事後対策計画	11
(1)	水道施設及び下水道施設	11
(2)	住民への情報提供	12
(3)	通常業務	12
(4)	受援活動	13
6	訓練・維持改善計画	14
(1)	訓練計画	14
(2)	維持改善計画	15

※ BCP (Business Continuity Plan の略)

1 計画策定の目的と基本方針

(1) 計画策定の目的

「業務継続計画（BCP）」とは、大規模な災害、事故、事件等により、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先して実施する業務を中断せず、施設等の早期復旧を実現するため、平常時から災害に備え、策定・運用を行うものです。

上下水道施設は、市民生活や地域経済活動にとって重要なライフラインであり、災害時にもその機能を維持又は早期回復することが必要である

ことから、上下水道の組織統合に合わせて、「秦野市上下水道業務継続計画（風水害等編）」（以下「上下水道BCP（風水害等編）」を策定・運用します。

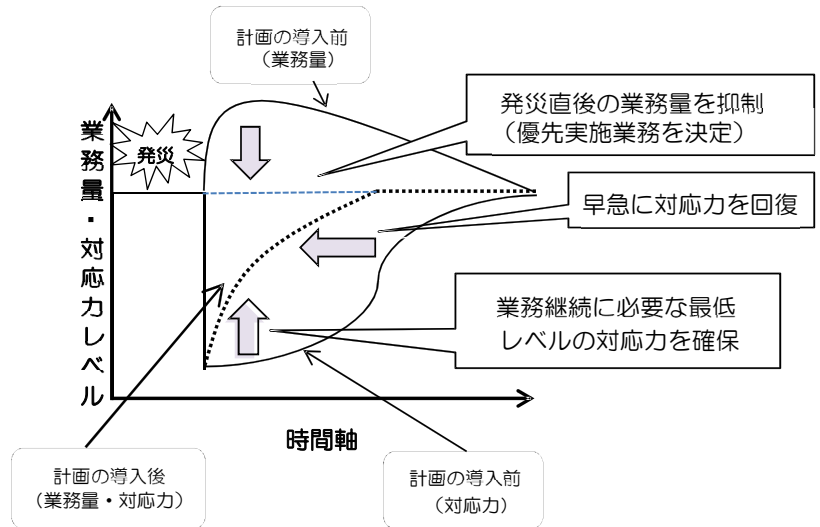


図1 上下水道BCPの効果

(2) 計画の位置付け

上下水道BCP（風水害等編）は、大規模災害を対象事象とし、「上下水道BCP（地震編）」、「風水害行動マニュアル」等を反映し上下水道部門が一体となった計画とします。

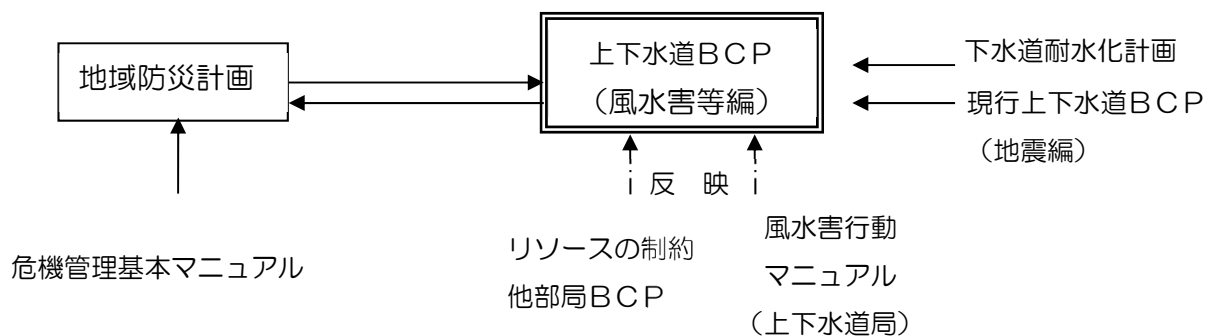


図2 上下水道BCP（風水害編等）の位置付け

(3) 基本方針

ア 災害時の業務実施にあたり、市民、職員及び関係者の安全確保を優先します。

イ 上下水道施設の機能低下を最小限に留めるため、非常時優先実施業務の遂行に努め、機能の維持及び早期復旧を図ります。

ウ 上下水道施設の応急復旧は30日以内を目標とし、上下水道一体の応急復旧計画により、避難者の早期帰宅に努めます。（図3）

エ 上下水道BCP（風水害等編）は、各種訓練等を通じ、平常時から業務継続の実効性等を評価し、必要に応じて見直しを行います。

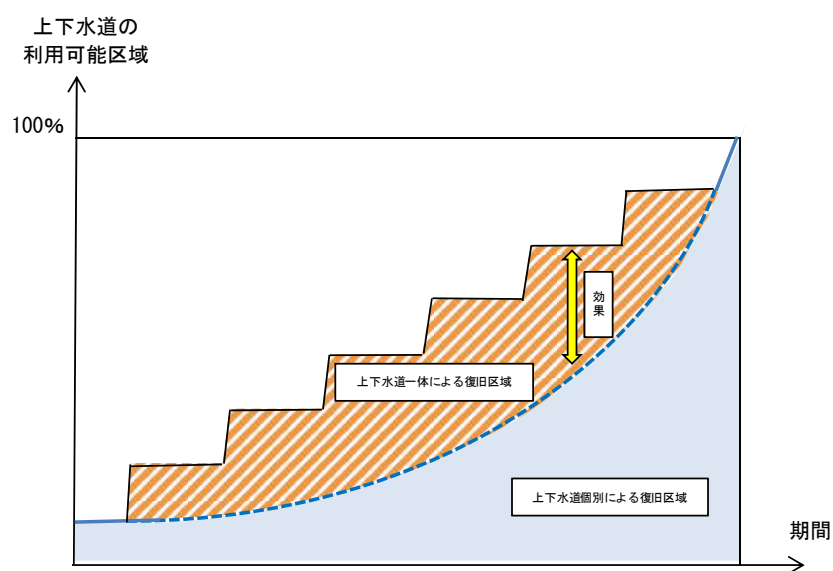


図3 上下水道BCP運用による災害復旧

(4) 運用体制

ア 対象災害と発動基準

風水害参集レベル2を示す降雨が予測された場合、もしくは秦野市への降灰が予想された場合、自動的に上下水道局の職員が参集し、初動対応を開始します。

イ 対応拠点（上下水道災害対策本部）

対応拠点は浄水管理センター管理棟（上下水道局庁舎）4階会議室とします。なお、浄水管理センター管理棟が使用不可能と判断された場合は、八幡山配水場に代替拠点を設置します。

ウ 組織と指揮命令系統

災害時における重要事項の意思決定については、本部長、副本部長及び各班長を委員とする会議で協議します。（図4）（表1）

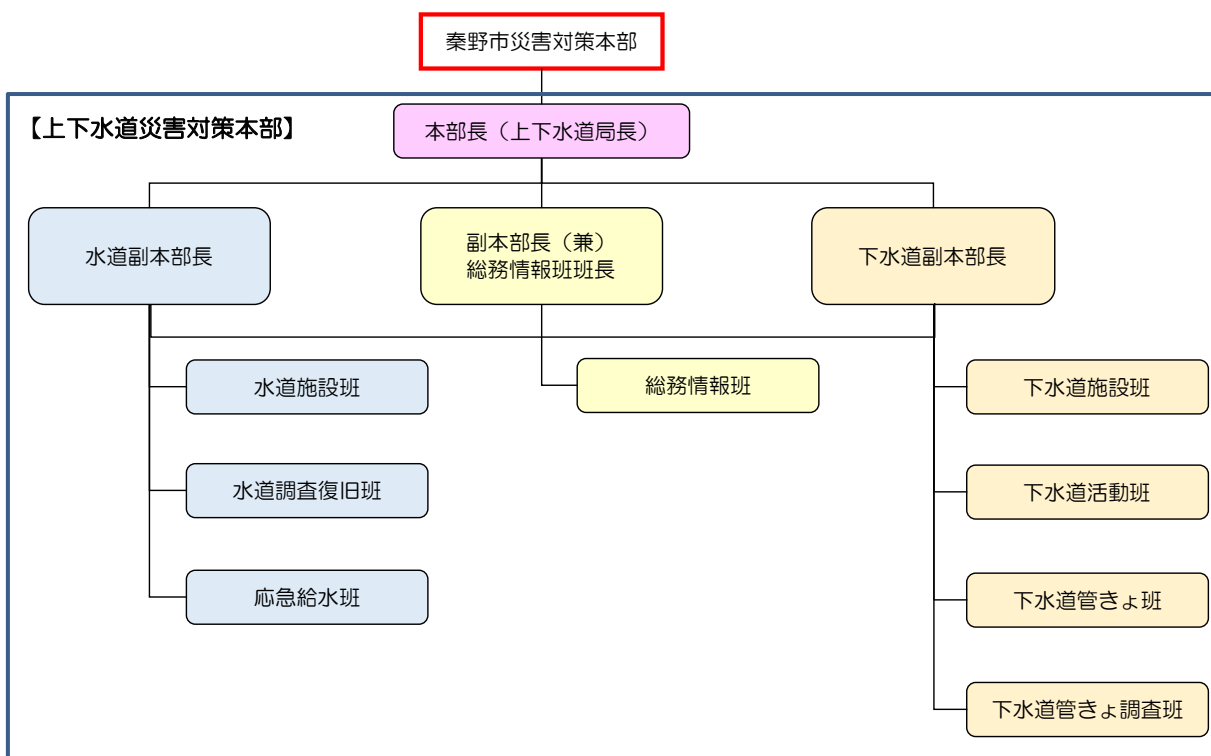


図4 指揮命令系統

表1 災害時の役割

区 分	災害時の主な役割
本部長	全体統括、意思決定、市長への報告、関連行政部局や支援者等との調整の統括
副本部長（兼） 総務情報班班長	関連行政部局や支援者等との調整、是正措置の実施状況の確認・記録、職員の招集・配備、上下水道災害対策本部会議の庶務、応急対策活動全般の統合調整、市民広報・電話対応
総務情報班	相談受付、各班との調整、庁内及び関係機関との連絡調整、市民広報
水道副本部長	水道部門の統括
水道施設班	水道施設の調査、応急復旧及び運転の継続
水道調査復旧班	市内水道管路等の調査及び応急復旧
応急給水班	運搬、応急給水、飲料水の製造及び広域避難所の情報収集
下水道副本部長	下水道部門の統括
下水道施設班	処理場・下水ポンプ場施設の調査及び応急復旧
下水道活動班	市内雨水排水ポンプの運転対応、下水道管路等の調査及び応急復旧
下水道管きょ班	市内マンホールポンプの調査及び応急復旧
下水道管きょ調査班	市内下水道管路等の調査及び応急復旧

2 風水害規模の設定と被害想定

(1) 風水害規模の想定

上下水道BCP（風水害等編）における各災害規模については以下とする。

災害	災害規模
洪水	本市ハザードマップで示されている想定最大降雨規模における浸水想定区域 ●金目川水系洪水想定区域（平成30年1月26日指定） 総雨量：396mm/日 ピーク時の降雨：135分間の総雨量240mm ●酒匂川水系洪水浸水想定区域（平成30年7月27日指定） 総雨量：339mm/日 ピーク時の降雨：70分間の総雨量165mm
土砂災害	防災マップ（令和3年5月改訂）に示されている土砂災害警戒区域
富士山噴火	「富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月策定、令和3年3月改訂）」に示されている30cm程度の降灰を想定。火砕流、溶岩等の被害は想定しない。

(2) 洪水による水道の被害想定

被害想定	
管路	【導・送水管、配水管の被害想定】 使用中の管路（約728km）を対象に、「浸水想定区域」に該当する水管橋を対象とした。 ※被害想定：55箇所（約1.7km）
施設	【取水場、浄水場、配水場等の被害想定】 本市で管理する水道施設（休止施設を除く）を対象に「浸水想定区域」に該当する施設を対象とした。 ※被害想定：12施設（全施設数：45施設）
影響人口	風水害時：57,483人 風水害時（泉水バックアップ不可）：121,333人 ※風水害時：洪水及び土砂災害が同時に発生した場合とする。

(3) 洪水による下水道の被害想定

被害想定	
管路	本市の汚水管約540km・汚水マンホールポンプ71箇所、雨水マンホールポンプ10箇所を対象に、想定最大規模降雨時に浸水区域に属する管路・マンホールポンプを対象とする。 ※被害想定：汚水管路約80km、汚水マンホールポンプ21箇所 雨水マンホールポンプ5箇所
施設	浄水管理センター：消毒棟以外のすべての棟（管理棟・機械棟、汚泥処理棟、汚泥濃縮棟）で浸水被害が発生する。 ※中高頻度降雨（1/100）に対しては耐水化を実施予定。 鶴巻中継ポンプ場：浸水被害は特になし 大根川ポンプ場：浸水被害は特になし

(4) 土砂災害による水道の被害想定

被害想定	
管路	「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に該当する管路を対象とする。 ※被害想定：83.4km
施設	「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に該当する水道施設を対象とする。 ※被害想定：取水場11施設、配水場3施設
影響人口	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害時 : 57,483人 ・風水害時（県水バックアップ不可）：121,333人 ※風水害時：洪水及び土砂災害が同時に発生した場合とする。

(5) 土砂災害による下水道の被害想定

被害想定	
管路	※被害想定：汚水管路約24km、汚水マンホールポンプ9箇所 雨水マンホールポンプは被害無し
施設	浄水管理センター：土砂災害警戒区域外のため、被害は特になし 鶴巻中継ポンプ場：土砂災害警戒区域外のため、被害は特になし 大根川ポンプ場：土砂災害警戒区域外のため、被害は特になし

(6) 富士山噴火による水道の被害想定

被害想定	
管路	降灰時 : 被害はなし 降灰＋降雨時：土砂災害と同様の被害が想定される。
施設	降灰時 : (浄水場の給水停止) 堀山下浄水場における沈殿池等に降灰が入り、浄水場の浄水能力が低下することにより配水量の減少が懸念される。 (水質の悪化) 降灰により水源水質が悪化し、飲用に適さなくなる可能性がある。 (他分野の影響) 降灰の清掃等により水需要の増加が考えられる。 降灰＋降雨時：上記内容に加え、土砂災害と同様の被害が想定される。
影響人口	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰時 (県水バックアップ不可) : 62,600人 ・降灰＋降雨時 (県水バックアップ不可) : 115,517人

(7) 富士山噴火による下水道の被害想定

被害想定	
管路	降灰時 : 特に被害は無し 降灰＋降雨時：雨水管路の閉塞及び土砂災害と同様の被害が想定される。
施設	浄水管理センター：特に被害はなし 鶴巻中継ポンプ場：特に被害はなし 大根川ポンプ場：特に被害はなし

3 非常時優先実施業務と対応の目標時間

(1) 非常時優先実施業務の選定

発災後の業務には、水道・下水道機能を早期に回復させるために必要な災害対応業務のほか、被災を受けていない施設における運転管理や平常時から継続して実施しなければならない窓口対応等の通常業務もあります。

しかし、大規模災害（風水害・噴火等）の発生時には、被害対応に投入できる人員や物資のいずれについても制約を受けることが見込まれるため、各業務について、業務遅延による市民生活や社会経済活動への影響の大きさを基準に非常時優先実施業務を選定します。

(2) 着手時期と完了目標時期

非常時優先実施業務を時系列で整理し、着手時期と完了目標時期を設定します。

(3) 必要とする応援職員の把握

各非常時優先実施業務に必要な人数を算定し、想定される職員の参集人数から不足人数を把握し、市災害対策本部及び関係機関等に応援職員を要請します。

なお、実際の被害状況や職員の参集状況によって必要人員は変わるため、実情に合わせて各業務の人数を調整します。

表2 非常時優先実施業務一覧

班	事前	発災後					発災後1週間		発災後1ヶ月
		1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	30日以内
共通	上下水道災害対策本部立上げ	上下水道対策本部の運営							
総務情報班		被害状況の受付							
		支援要請・受援体制の確保							
		行政部局及び民間企業等の連絡調整							
		情報配信							
水道施設班		緊急点検・調査					その他点検・調査		
		応急復旧計画の作成							
		緊急措置及び維持管理					応急復旧及び維持管理		
水道調査復旧班		緊急点検・調査					その他点検・調査		
		応急復旧計画の作成							
		緊急措置					応急復旧		
応急給水班		給水計画の作成				応急給水			
下水道施設班		緊急点検・調査					その他点検・調査		
		応急復旧計画の作成							
		緊急措置及び維持管理					応急復旧及び維持管理		
下水道活動班		緊急点検・調査					その他点検・調査		
		応急復旧計画の作成							
		緊急措置					応急復旧		
下水道管ぎよ班		緊急点検・調査				その他点検・調査			
		応急復旧計画の作成							
		緊急措置				応急復旧			
下水道管ぎよ調査班		緊急点検・調査					その他点検・調査		
		応急復旧計画の作成							
		緊急措置					応急復旧		

※30日以降については、本復旧作業を中心に実施していきます。

4 事前対策計画

災害時の被害の低減、事業継続及び早期復旧を図るための対策を実施します。

(1) 風水害被害の低減を図る取組み

ア 水道事業

「秦野市水道事業計画」に基づき、計画的に施設の更新を推進しています。

- 水道施設の更新
- 非常用飲料水貯水槽等の適切な管理 など

イ 下水道事業

「秦野市下水道施設耐水化計画」等に基づき、計画的に施設等の耐水化を推進しています。

- 処理場施設の耐水化
- 可搬式ポンプの備蓄 など

(2) 発災後の事業継続と早期復旧に向けた取組み

ア 台帳の整備と定期的なバックアップの実施

平常時から各種台帳等を整備するとともに、災害時においても台帳を使用できるよう、定期的に台帳のバックアップと保管場所の整理を行い、最新性を保ちながら管理します。

イ 資機材の調達

災害時に必要となる資機材や燃料等を備蓄します。

ウ 関係行政部局との連絡・協力体制の構築

他の地方公共団体等と相互支援を行うための協定を締結します。

また、庁内の関係課とも発災時に調整、協議ができる体制を整備します。

エ 民間企業等との協定締結・見直し

災害時に必要となる資機材に関する事など、民間企業等との協力体制を構築するための協定の締結を進めます。

オ 住民への情報提供

情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none">• 飲料水の備蓄• 上下水道の使用上の注意事項• マンホールトイレの設置場所• 給水拠点の設置場所• 通報する場合の窓口 など
情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none">• 広報紙やホームページ• 防災訓練• エコスクール など

カ 復旧対応記録の準備

施設の被災に関する情報収集や施設調査、応急復旧等の対応に関する記録について、情報の伝達や共有が効率的に行えるように、様式や担当を事前に定めます。

キ 受援体制の検討

災害時に本市からの支援要請に応じて集結する支援部隊が円滑に活動できるように、受援体制を検討します。

5 事後対策計画

大規模災害の発災後、参集した職員により速やかに被害状況を調査し、必要な措置及び復旧作業に向けた対策を計画します。

(1) 水道施設及び下水道施設

ア 被害状況の把握

(ア) 水道施設の緊急調査

洪水時には、被害を受ける可能性のある水管橋に対して緊急調査を行う。また、土砂災害時には、区域内にある導水管・送水管を対象に緊急調査を行い、被害状況を把握します。

(イ) 下水道施設の緊急調査

洪水時には、浸水区域内にある重要度の高い下水道施設について、浸水解消後に緊急調査を行い、被害状況を把握します。

また、汚水・雨水マンホールポンプが正常に動作しているか確認を行います。

(ウ) その他調査

緊急調査の対象ではない施設については、緊急調査の実施後、必要に応じて一次調査及び二次調査を実施します。

イ 応急給水

(ア) 応急給水計画

被害状況調査を踏まえ、給水が必要な施設への給水計画を作成します。

なお、資機材や人員が不足する場合は、市災害対策本部等へ支援を要請します。

(イ) 拠点給水

緊急貯水槽が設置された広域避難所において給水を行います。

(ウ) 運搬給水

災害時医療救護所等の重要施設には、給水車を使用して給水します。

ウ 応急復旧計画

(ア) 水道施設の緊急措置及び応急復旧

漏水等により道路陥没や被害箇所周辺への二次被害が想定される場合は、優先して緊急措置及び応急復旧を図ります。

(イ) 下水道施設の緊急措置及び応急復旧

排水不良や被害箇所周辺への二次被害が想定される場合は、優先して緊急措置及び応急復旧を図ります。

(ウ) 応急復旧計画

応急復旧計画は、避難者が効率的に早期帰宅できることを念頭に、発災後30日以内での復旧を目途として、避難者の人数、上下水道それぞれの被害状況及び限られた復旧リソース（資機材、人員、体制）を考慮して策定します。

(I) 地元関係団体及び機器メーカー等への要請

応急復旧計画を着実に実行するため、災害協定を締結している関係団体等へ応急復旧工事を依頼します。

応急復旧工事の施工に際しては、道路管理者の指示に従い、他のライフラインとの調整を図ります。

設備機器類の復旧については、機器類の被害状況を踏まえ、応急運用できるもの、交換等を要するものを把握し、必要に応じて機器メーカーへの対応を要請します。

(2) 住民への情報提供

被害状況や復旧見通し等について、市災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に情報提供し、情報を共有します。

なお、緊急の広報が必要な場合には、広報車等による移動広報を行います。

情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none">・被害情報・上下水道の使用の可否・応急給水情報・復旧状況、見込み情報 など
情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線・報道機関・移動広報 など

(3) 通常業務

発災後には、応急復旧など緊急的に対応しなければならない業務が増加しますが、平常時と同様に実施しなければならない業務（窓口、検針業務等）もあります。

この業務については、上下水道災害対策本部と調整を図りながら、上下水道局各課で対応人員等を検討し、運営します。

(4) 受援活動

発災後から支援活動が終結するまでの、受援活動の流れは次のとおりとします。

応 援 要 請	<ul style="list-style-type: none">• 上下水道災害対策本部で必要な応援要請人員を検討します。• 総務情報班が主体となり、協定を締結している地方公共団体及び関係団体等へ応援要請を行います（市災害対策本部には事前に連絡します。）。• 市長部局で締結をしている協定に基づく応援要請については市災害対策本部と調整を行い、適切に対応します。
支 援 受 入	<ul style="list-style-type: none">• 上下水道災害対策本部で支援部隊の配属を決定します。• 宿泊場所、活動拠点を確保し、受入れる態勢を整えます。
支 援 活 動	<ul style="list-style-type: none">• 各班で指揮命令系統、活動内容の確認等を行います。• 支援部隊は、本市職員と協働し、活動を行っていただきます。
支援活動の記録	<ul style="list-style-type: none">• 各班で支援活動記録を作成します。
支援活動の終結	<ul style="list-style-type: none">• 各班で非常時優先実施業務に対応できるレベルになった時点で受援活動を終結します。

6 訓練・維持改善計画

業務継続計画は、策定して完了するものではなく、災害時に有効に機能させるため、定期的な点検等を行い、常に実効性のある計画にします。

(1) 訓練計画

上下水道BCPにおける訓練計画を示します。

表3 訓練実施内容

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期
参集訓練	・風水害等を想定した職員の非常参集	全職員	新年度当初 (4月～5月)
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡	全職員	毎年10月
	・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ		
実地訓練	・仮設ポンプの運転確認	各担当班長 及び担当者	新年度当初 (4月～5月)
	・汚水溢水を想定した箇所での仮設ポンプ等の運搬設置		
	・緊急遮断弁の開・閉操作	水道施設課	
	・給水車の操作		
・製包機による飲料水の製造	応急給水班		
情報伝達訓練	・他の地方公共団体との支援に関する情報伝達訓練	各担当班長 及び担当者	毎年9月～11月
	・道路部局等の関連行政部局との情報伝達訓練	総務情報班	
図上訓練	・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順通り行う	全職員	1年に1回
合同訓練	・他事業体や民間企業との合同訓練を実施し、支援、受援体制の訓練	各担当班長 及び担当者	数年に1回

(2) 維持改善計画

計画の実効性を高めるため、定期的な点検、評価を実施します。

特に年度当初は変更事項が多いため、点検項目を設けて必要な修正を行います。

表4 年度当初の点検項目

点検項目	
1	人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか
2	関係先の組織変更等により、電話番号やメールアドレスの変更がないか
3	重要なデータや文章のバックアップを実施しているか
4	策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関する文章がすべて最新版に更新されているか

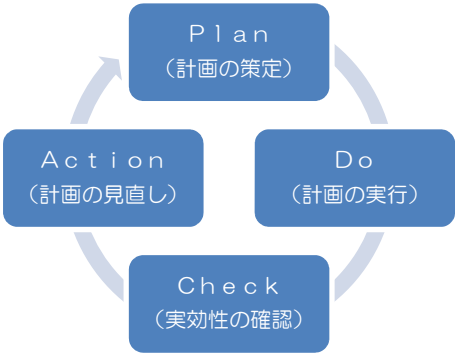
また、秦野市上下水道局BCP推進委員会を設け、訓練の実施結果等を評価することで課題を整理し、必要に応じて計画を見直します。

【秦野市上下水道局BCP推進委員会】

- 上下水道BCPの運営
- 事前、事後対策計画の総括
- 改善事項の承認など

【各担当】

- 担当業務の訓練
- リソース（資機材、人員、体制）の確保に向けた取組み
- 進捗状況の把握、改善点の抽出



【事務局】

- 上下水道BCPの管理、見直し
- 関連計画との調整
- 訓練の企画など

図5 上下水道BCPのマネジメント



秦野市上下水道局経営総務課

〒257-0005 秦野市上大槻 190 番地

電話 (0463)81-4113 FAX (0463)82-6552